

岩手県告示第 701 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 19 年 10 月 5 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1（1）路線名 平泉巖美溪線

（2）供用開始の区間 西磐井郡平泉町平泉字志羅山 78 番 1 地先から字倉町 160 番 1 地先まで

（3）供用開始の期日 平成 19 年 10 月 5 日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部

イ 期間 平成 19 年 10 月 5 日から同年 11 月 5 日まで

2（1）路線名 八重畑小山田線

（2）供用開始の区間 花巻市石鳥谷町五大堂第 11 地割 47 番 12 地先から第 7 地割 36 番 2 地先まで

（3）供用開始の期日 平成 19 年 10 月 5 日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部

イ 期間 平成 19 年 10 月 5 日から同年 11 月 5 日まで